平成２２年（フ）第３１９９号
大阪市東住吉区杭全４丁目８番８号ココスヒルズ402号
債務者　上村　京子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５５号
神奈川県大和市大和東１丁目９番18号　小泉荘102
債務者　中津けい子（旧姓柴山）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６２号
横浜市青葉区あざみ野１丁目12番地８　あざみ野ハイツ405号室
債務者　百瀬　知之
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１４号
横浜市緑区鴨居町2330番地９　ナイスアーバン横浜鴨居203
債務者　鈴木　孝枝
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３３号
横浜市瀬谷区阿久和西４―14―５　ハイツスリーエースＡ101、住民票上の住所横浜市旭区左近山157番地30　左近山団地３街区17棟502号
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４４号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘７―37　ポルト湘南・茅ヶ崎、住民票上の住所神奈川県平塚市東八幡４丁目４番29―306号　ライオンズマンション平塚第６
債務者　大友　善彰
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４８号
横浜市神奈川区西大口454番地４　妙蓮寺コーポラス406号
債務者　菅　ツネ子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６５号
横浜市神奈川区新浦島町２丁目２番地１231号
債務者　錦織　政治
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８０号
神奈川県藤沢市獺郷736番地の10
債務者　小野　立身
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６８号
神奈川県藤沢市本鵠沼４－１―24　キッツビュール203号室、住民票上の住所横浜市港北区岸根町550番地
債務者　市川　襟加
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７６号
横浜市中区長者町６丁目88番地１　グラン・アルベーラ横濱・関内712号室
債務者　吉田　京子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９４号
横浜市鶴見区生麦４丁目10番20―404号
債務者　堤　　隆一
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３４号
神奈川県茅ヶ崎市高田５丁目６番15号　グリーンハイム城田203
債務者　中村康次郎
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第４８号
山梨県甲州市塩山三日市場2020番地１
破産者　三枝産業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
山梨県甲府市丸の内３丁目10番６号
破産者　株式会社オリジナルアート貴宝
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係